

○平成二十七年総務省告示第二百十号（超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を定める件）の一部を改正する告示（傍線部分は改正部分）

改正後

改正前

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四十六条の二第一項第六号の(5)の規定に基づき、超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウエルダーの電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の測定方法を次のように定める。

一・二（略）

三 準尖頭値検波方式の測定器は、別表第一号に定める基本的特性を三有すること。

四～六（略）

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

項目	動作周波数が一〇kHz以上一五〇kHz以下の測定器	動作周波数が一五〇kHzを超え三〇MHz以下の測定器	動作周波数が三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下の測定器
六デシベル低下点における通過帯域幅	〇・二〇kHz	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

(同上)

一・二 (同上)

三 (同上)

四～六 (同上)

別表第一号 準尖頭値検波方式の測定器の基本的特性

(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(同上)	〇・二〇kHz	(同上)	(同上)
(同上)	(同上)	(同上)	(同上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に指定を受けている型式の超音波洗浄機、超音波加工機及び超音波ウェルダーについては、この告示による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。